

所得税

町県民税

国民健康保険税

税の申告は早めに

確定申告 2月16日(水)～3月15日(火)

2月16日(水)から、所得税の確定申告と町県民税、国民健康保険税の申告が始まります。自分で申告書を作成し、3月15日(火)までに申告してください。税務署の窓口には「所得税の確定申告の手引き」などがありますので、参考にしてください。

なお、還付申告は、2月16日(水)以前でも税務署で受け付けています。

所得税

所得税は、平成16年の1年間(～12月)の所得の状況を最もよく知る納税者自身が、所得と税額を正しく計算し、納税することになっていきます。この手続きが確定申告です。

サラリーマンなど給与所得の方 《主な収入が給与収入の方》

サラリーマンの給与収入にかかる所得税は、毎月の給与やボーナスから源泉徴収され、12月の年末調整によって1年間の納税が完了しますので、確定申告の必要はありません。

サラリーマンなどの給与所得の方でも、次のような方は申告が必要です。

- ① 昨年の給与の収入額が2千万円を超える方
- ② 給与を1カ所から受けている場合で、給与以外の所得金額(不動産所得など)が20万円を超える方

- ③ 給与を2カ所以上から受けている場合で、年末調整された給与以外の給与の収入額と、給与以外の所得金額との合計が20万円を超える方

事業所得や不動産所得がある方 《主な収入が給与収入以外の方》

次の各項目に該当する方は確定申告が必要です。

- ① 商売など個人で事業を営んでいる方
- ② 不動産収入(家賃や地代など)がある方
- ③ 土地や建物、株式などを譲渡した方
- ④ 年金を受けている方で年金以外の収入がある方や、社会保険料控除・生命保険料控除などを受けられる方

申告で税が還付される方

通常は確定申告の必要のないサラリーマンなど給与所得の方でも、次のような方は確定申告をすると所得税が還付される場合があります。

申告受付会場

- ▶ 場所 播磨町役場第1庁舎 2階203会議室
- ▶ 期間 2月16日(水)～3月15日(火)
- ▶ 受付時間 午前9時～午後4時 (正午～午後1時を除く)
- ▶ 受付内容 町県民税、国民健康保険税、一部の所得税申告

税理士による 地区申告相談所

- 小企業者のための申告相談所を、次の会場で開設します。お気軽にご利用ください。(前年分の収支内訳書の控えや申告書の控え・筆記用具・計算器具はご持参ください)
- なお、町県民税・国民健康保険税の申告および譲渡所得・贈与税・相続税関係の相談は行っていません。
- ▶ 相談開設期間 3月3日(木)、4日(金)
 - ▶ 受付時間 午前9時30分～11時30分、午後1時～午後3時30分
 - ▶ 相談時間 午前10時～正午、午後1時～午後4時
 - ▶ 相談会場 播磨町商工会館

還付申告専用会場のご案内

今年も、加古川市役所10階に還付申告書作成会場を開設します。サラリーマン(中途退職された方を含む)や年金所得者で医療費控除や住宅借入金等特別控除の還付申告をされる方はご利用ください。

- ▶ 開設期間 2月16日(水)～3月4日(金) (土・日曜日を除く)
- ▶ 相談時間 午前9時～正午、午後1時～午後4時



確定申告書のお問い合わせ や提出は加古川税務署へ

- ▶ 相談日 月～金曜日 (土・日・祝日は休み)
- ▶ 相談時間 午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ▶ 問い合わせ 所得税・消費税に関すること ☎0794(21)2953 贈与税に関すること ☎0794(21)2954
- * 申告と納税は期限内に
 - ・所得税・贈与税 3月15日(火)
 - ・消費税(個人事業者) 3月31日(木)
- * 2月20日・27日の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受け付けを行います。
- * 駐車場スペースが少ないので、車での来場はご遠慮ください。



問い合わせ

税務課
加古川税務署
☎0794(35)0338
☎0794(21)2951

町税の納付は便利な口座振替で!

- ①平成16年中に退職し、その後再就職しなかったため、年末調整を受けられなかった場合
 - ②病气やけがなどで多額の医療費を支払った場合（医療費控除）
 - ③災害や盗難にあつて、住宅や家財に損害を受けた場合（雑損控除）
 - ④住宅ローンを利用して、マイホームを購入したり増改築をしたりした場合（住宅借入金等特別控除）
- ※詳しくは税務署まで、お問い合わせください。

申告に必要なもの

- ・申告書と印鑑（申告書は会場にもありません）
 - ・控除に必要な書類（国民年金保険料・社会保険料・医療費の領収書、生命保険料・損害保険料の控除証明書など）
 - ・給与・年金の源泉徴収票
 - ・銀行などの口座番号が分かるものと届け出印（所得税を口座振替で納付される方や、還付申告をされる方）
- ※申告に際しての注意事項
- ・医療費控除を申告する方は、事前に医療費の明細書を作成しておいてください。
 - ・事業などで収支計算が必要な方は、必ず収支内訳書を完成させてください。

町県民税（住民税）

確定申告をされる方と、勤務先から役場へ給与の支払報告書が提出されている方は必要ありません。

- ※申告が必要な方
- ①平成17年1月1日現在、町内に住所があり、昨年中に所得があった方
 - ②サラリーマンで、次のいずれかにあてはまる方

- ・勤務先から役場へ給与の支払報告書が出されていない方
- ・給与以外に、家賃や地代、農業などの所得があり、その合計額が20万円以下の方（20万円を超える場合は所得税の確定申告が必要です）
- ・平成16年中に退職し、その後再就職しなかったため年末調整を受けられなかった方
- ・所得税がかからない方で、雑損控除、医療費控除を受けようとする方

国民健康保険税

国民健康保険に加入している人は必ず申告してください。ただし、所得税の確定申告が、町県民税の申告をされる方は必要ありません。

所得が少ない方については、負担を軽くするため、状況に応じて国民健康保険税が軽減される場合があります。申告がなければ、その措置が受けられません。収入がなかった方も、必ず申告してください。

※町県民税・国民健康保険税とも、申告に必要なものは、所得税の申告と同じです。申告書は申告会場にあります。

※申告期限は4月15日(金)です。

町県民税と国民健康保険税のお問い合わせは 税務課へ

税務署からのお知らせ

◇自書申告にご協力を！

税務署では、納税者の方々が申告書などを作成される場所を提供し、職員は申告書など作成の助言を行う方式（自書申告）を推進しています。これは、申告書などを自分で作成できれば、翌年から税務署へ行かなくても済むという納税者の方々の利便を考慮したものです。

「確定申告の手引き」や「前年分の申告書控」などを参考に確定申告書をご自分で正しく作成し、早期に提出されますようご協力をお願いします。

税務署もしくは地区申告相談所にお越しの場合には、「前年分の収支内訳書や申告書の控」などをご持参ください。

また、確定申告書の提出や納税を期限までに行わなかったり、税額を少なく申告していた場合には、加算税や延滞税を納めなければならない場合がありますのでご注意ください。

◇所得税の確定申告書作成コーナー

国税庁ホームページに、パソコン画面から金額などの必要事項を入力することにより、税額などを自動計算し、確定申告書が作成できるコーナーがあります。ぜひご利用ください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

▶問い合わせ

加古川税務署 個人課税第4部門
☎0794(21)1245



◇消費税が改正されました！

平成15年度の税制改正で、消費税の事業者免税点が3千万円から1千万円に引き下げられました。

新たに消費税の課税事業者となる場合には、届出書の提出などの手続きが必要となります。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

▶問い合わせ

加古川税務署 個人課税第4部門
☎0794(21)1245

税制改正。どう変わるの？

最近、「税制改正」という言葉が新聞・ニュースなどで、よく報道されています。しかし、実際どのような改正が行われているのかは、なかなか分かりにくいのではないのでしょうか。そこで、特に私たちに直接影響が及ぶ改正点についてお知らせします。

▼問い合わせ 税務課 ☎0794(35)0358

配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止

(16年分所得税・17年度住民税から)

納税義務者の合計所得が1千万円以下で配偶者の所得が76万円未満の場合、配偶者特別控除を受けることができました。しかし、平成16年分所得から、配偶者の所得が38万円未満に適用されていた部分のみが廃止になりました。

※収入と所得は違います。給与・年金の場合は一律の換算式があります。

配偶者控除：所得38万円以下（給与収入103万円以下）の配偶者に対して適用される控除。

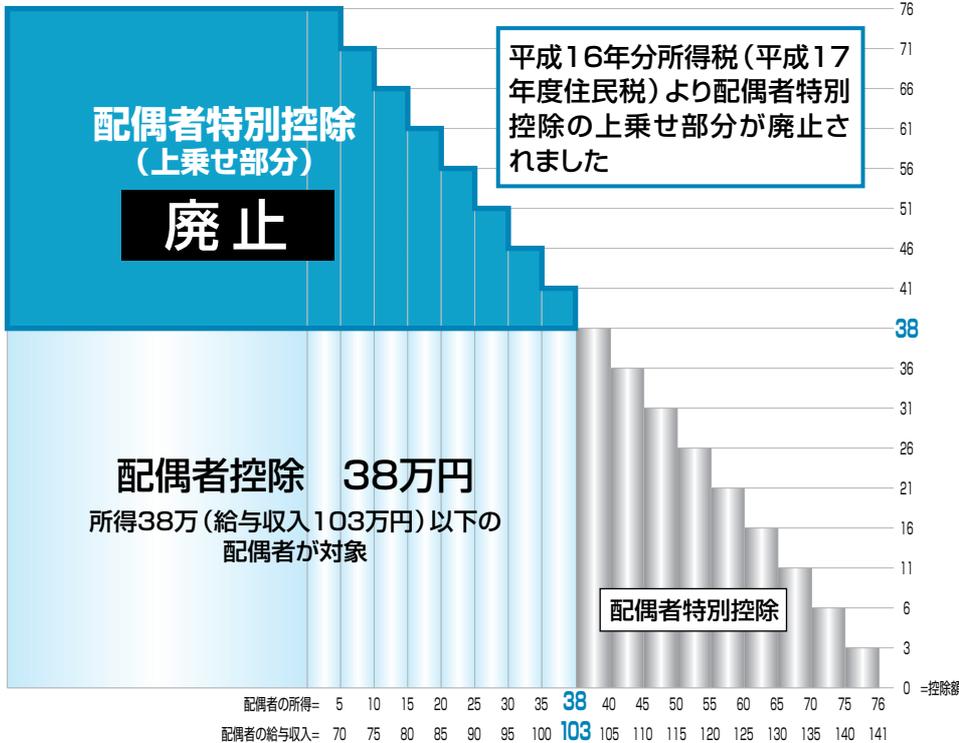
控除額は、所得税38万円・住民税33万円（どちらも一律の金額）

配偶者特別控除：所得38万円を超え、所得76万円未満（給与収入141万円未満）の配偶者に対して適用される控除。

控除額は、配偶者の所得金額により段階的に変わります。所得税3〜38万円・住民税3〜33万円。

※参考図1参照

■参考図1 (単位：万円)



■参考図2

	町民税	県民税	合計	
平成16年度	非課税	非課税	非課税	
平成17年度	1500円	500円	2000円	←1/2課税
平成18年度～	3000円	1000円	4000円	←全額課税

■参考図3

ご参考に…妻のパート収入と課税の関係

妻のパート収入額	妻自身の税金			夫の配偶者控除	夫の配偶者特別控除
	所得税	町県民税			
		所得割	均等割		
96万5千円以下	非課税	非課税	非課税	○	×
96万5千円超100万以下	非課税	非課税	課税	○	×
100万円超103万円以下	非課税	課税	課税	○	×
103万円超141万円未満	課税	課税	課税	×	○
141万円以上	課税	課税	課税	×	×

○=受けられる ×=受けられない

□ 太枠の部分が今回の税制改正により、変更になった部分です。

※参考図2・図3参照
所得割：個人の所得金額に応じて課税されるもの。

住民税は均等割と所得割の2つの項目から構成されています。今まで均等割は、均等割の納税義務を負う夫と生計を一つにする妻で同じ市町村に住所がある方は、非課税となっていました。この非課税措置が段階的に廃止されることになりました。(17年度2千円、18年度以降4千円)
均等割：一定以上の所得者に定額(年額4千円)で課税されるもの。

生計同一の妻に対する均等割非課税措置の段階的廃止
(住民税のみ、平成17年度から)

今後も皆さんに影響が及ぶ税制改正があった場合にはお知らせしていきますので、よろしくお願いします。